

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3269号)

令和7年11月13日

横 情 審 答 申 第 3269 号

令 和 7 年 11 月 13 日

横浜市教育員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和6年7月5日教健第1464号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「（1）「横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託」公募型プロポーザル評価委員会開催経過及び評価結果」外2件の一部開示決定のうち「（1）「横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託」公募型プロポーザル評価委員会開催経過及び評価結果」に係る部分に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「（1）「横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託」公募型プロポーザル評価委員会開催経過及び評価結果」外2件の一部開示決定のうち「（1）「横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託」公募型プロポーザル評価委員会開催経過及び評価結果」に係る部分を一部開示とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和6年4月22日付で行った「（1）「横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託」公募型プロポーザル評価委員会開催経過及び評価結果」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第5号柱書に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

委員個人の採点を開示することにより、特定されなかった事業者や第三者からの評価結果に対する意見等が個人に向けられるおそれがあり、今後のプロポーザルにおける委員の適正な評価に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書、反論書及び主張書面において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取り消しを求める。
- (2) 評価委員個人の採点を開示することにより、特定されなかった事業者や第三者からの評価結果に対する意見等が個人に向けられるおそれがあるとしているが、決定に対し不服がある場合の申立て制度があるので、それで対応すればいい。
- (3) プロポーザル評価委員会の評価点は事業者を選定するためのもので、開示請求した時には既に事業者を選定し、契約・実施に至っているので事務手続は適切に遂行

されている状態であり、開示にすることで何か支障を及ぼすことはない。

- (4) 実施機関内でプロポーザル募集ごとに選定している評価委員は毎回、同じ人であり、その個人に意見が向けられると公平・公正な採点ができなくなるということである場合、同じ人を評価委員として選定することが問題であり、また、事業者等からの圧力で公平・公正な採点ができなくなるような人を評価委員として選ぶことが問題であり、不開示にする理由にはならない。
- (5) 不当な圧力があるならば、事業を存続させるためにも警察等に相談すべきである。
- (6) 事業者の選定する際の明確な判断基準は評価委員の評価点数であり、それが開示できないということは、評価について責任を負えないということに匹敵し、このような不明瞭な中で事業者が選定されている状況は、公正・公平でかつ適切な事業者選定がされないおそれがある。

5 審査会の判断

- (1) 公募型プロポーザル評価委員会に係る事務について

横浜市では、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱に基づき、契約事務受任者が設置した入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、プロポーザル方式により受託候補者を特定することに決定した業務について、原則として評価委員会を設置することとなっている。

評価委員会は、選定委員会が設定した受託候補者の特定に必要な事項に基づき、提案を評価するものとしている。

評価委員会の委員は、提案書及びヒアリングを実施した場合における提案者の提案の内容により、評価基準に基づき、独立して提案の採点を行い、評価委員会は、各委員の採点の合計点により提案者の中から一位の者を決定するものとし、それ以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならないとされている。

選定委員会は、委員の採点が適正に行われたこと、評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと等を審査し、評価が適正に行われたことを確認した上で、評価委員会が一位として決定した者を受託候補者として特定している。

受託候補者の特定結果については、評価結果、評価点数の合計点、評価基準等の事項をホームページで公表している。

- (2) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託に係る公募型プロポーザル評価委員会（以下「委員会」という。）開催経過及び評価結果である。

(3) 条例第7条第2項第5号柱書の該当性について

ア 条例第7条第2項第5号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関に確認したところ、横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託に係る公募型プロポーザルの評価に関して、市民から様々な意見が寄せられることがあるとのことである。よって、今後のプロポーザルにおいても、事業者等から圧力がかかる可能性又は委員個人が適正な評価ができなくなる可能性は否定できない。

また、委員会は事業者からの提案内容を審議及び評価する場であることから非公開で開催されており、委員ごとの評価点数はインターネット、議事録等の手段による場合も含めて、事後的にも公開されているものではない。

したがって、本件で不開示とされた部分を開示すれば、今後のプロポーザルにおける評価委員の適正な評価に支障を及ぼすおそれがあり、本号柱書に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(5) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を一部開示とした決定は妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 6 年 7 月 5 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 6 年 8 月 2 日	・審査請求人から主張書面を受理

令和 6 年 8 月 15 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 9 月 4 日 (第46回第四部会)	・審議
令和 7 年 10 月 2 日 (第47回第四部会)	・審議